

意外と知らない「ポイント制度」？

会報・ホームページ委員 塩坂 壇

ついに消費税が増税されましたが、それに伴って「キャッシュレスポイント還元」という制度が実施されていることもよくニュースなどで報道されていますし、実際に店頭などでも「5%還元」などと書かれたのぼりをよく見かけることも多いかと思えます。

この「キャッシュレスポイント還元事業」、対象のお店で商品などを購入してキャッシュレスで決済したらポイントが多めに付与される、という仕組みになっているのですが、ではそもそもその「ポイント」とは何ぞや？という疑問を一度は持ったことはないでしょうか？

今回はそのポイント制度について、法的にはどんな扱いになっているのか、規制はあるのか？などについて調べてみました。

ポイント制度の分類

今や様々な店舗やサービスでポイント制度を実施しており、世の中ポイントであふれかえっていますが、それらのポイントをよく調べてみると、その有効期間、付与率、利用条件などに様々な違いがあることがわかります。そんな千差万別なポイント制度ですが、大きく分けると2種類のポイント制に分類することができます。

一つ目が、楽天ポイントやTポイント、クレジットカード会社のポイントプログラムなど商品の購入やサービスの利用料金の決済などの際に、その支払金額に対して何パーセントかが付与される、またはキャンペーンなどでプレゼントされるポイントです。航空会社のマイル（マイレージサービス）もこのポイントに含むことができますが、これらのポイントのことを今回は便宜上「プレゼント型ポイント」と呼ぶことにします。

ポイント制度の法的な位置づけ

では、最初にこれらのポイントは、法的にはどのように扱われるのかについて考えてみたいと思います。結論から書くと、「ポイント」を法律用語一言で言いかえると、「債権」という言葉になります。つまり、たとえば「楽天ポイントを5,000ポイント保有している」ということは「楽天に対して5,000円分の債権を持っている」と同じことになり、逆に、ポイントサービスの提供者である楽天からすると「ユーザーに対して5,000円の債務を負っている」ということになります。ポイントと書

ポイントの規制法について

次に、このポイント制度を導入する際、法的な制約があるのかについて考えてみたいと思います。またしても結論を先に書くと、「プレゼント型ポイント」と「事前購入型ポイント」で法的に受ける制約が異なります。

プレゼント型ポイントについては、「不当景品類及び不当表示防止法」（通称「景表法」「景品表示法」）がその規制法になります。つまり、このタイプのポイントはプレゼント（景品）として付与するものなので、実際に購入する商品よりもあまりにも高額なポイントの付与など不適切な行為をしてはならない、などの景品として配布する場合のルールが適用されるということになります。ただ、事前購入型ポイントと違い、それ以外の特殊な規制はないので、比較的自由にポイント制度の運用ができます。

と」呼ぶことにします。

もう一つは、ポイントを事前に購入してそのポイントを利用して商品の購入やサービスの利用をさせるケースがあり、その際に事前に購入されるポイントです。このタイプのポイントは、以前からオンライン英会話サイトでのレッスン受講料の決済手段や出会い系サイトの決済手段などとしてよく導入されてきたのですが、最近では、ゲームアプリなどで「コイン」、「ゴールド」などの名称でそのアプリ内通貨として販売されるケースが増えているようです。また、このポイントには、WAONやSUICA、最近増えつつある「○○Pay」などのいわゆる電子マネーも含まれます。この事前に購入するタイプのポイントを以降「事前購入型ポイント」と呼ぶことにします。

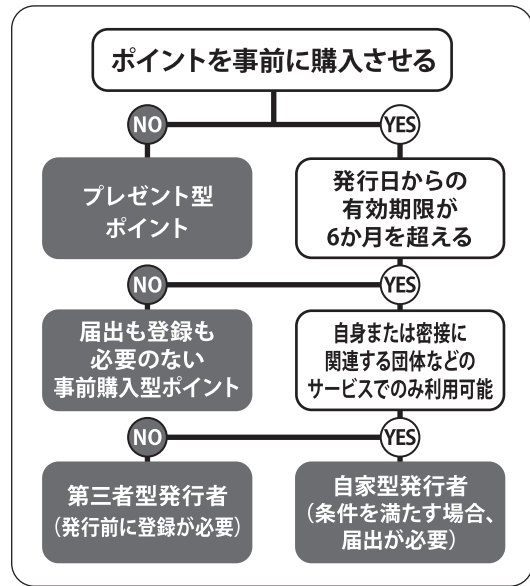
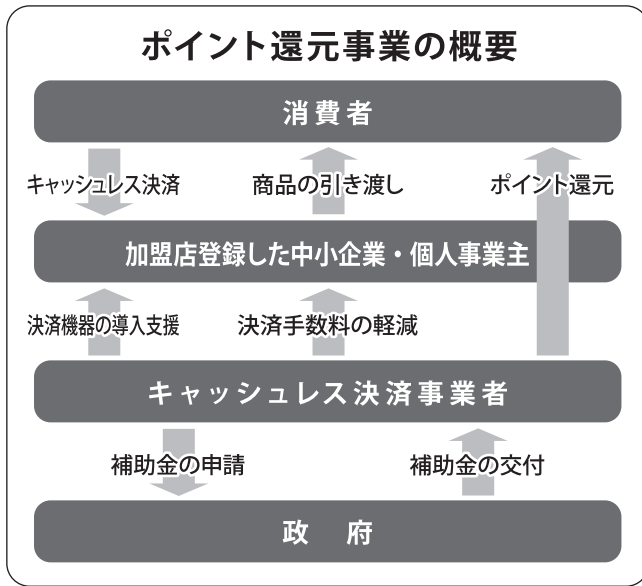
くとそれほどではありませんが、「実は債権」と書く途端に「重たい話」に感じるのは私だけではないはず。

ポイントが債権ということで、基本的には特にルールなどを定めていなければ、民法などの規定に則って運用されます。ただそれだと、特にポイントの消滅や譲渡などの面で様々な運用上の問題が生じるので、各社独自のルールで運用しているということになります。

他方、事前購入型ポイントについては、「資金決済に関する法律」（通称「資金決済法」）という法律の規制を受ける場合があります。この事前購入型ポイントのうち、有効期限が発行日から6か月を超えるものは資金決済法で「前払式支払手段」という扱いを受け、そのポイントを発行する事業者は「前払式支払手段発行者」ということになります。

さらに、事前購入型ポイントの中でも、アプリ内通貨などのそのサービス内や自身が実施する他のサービス内でのみ利用可能なポイントについては「自家型前払式支払手段」、その発行者を「自家型発行者」と定義され、電子マネーなどの他の事業者が運営するサービスなどで利用可能なポイントについては「第三者型前払式支払手段」、その発行者を「第三者型発行者」と定義されています。

●意外と知らない「ポイント制度」?



前払式支払手段発行者の届出、登録

自家型発行者は、発行する前払式支払手段の未使用残高が1)基準日(3月末および9月末)において、2)基準額(1,000万円)を最初に超えた場合、内閣総理大臣(各地の財務(支)局長)に届出しなければなりません。また、第三者型発行者は、第三者型前払式支払手段の発行前に内閣総理大臣(各地の財務(支)局長)の登録を受けなければなりません。

前払式支払手段発行者(自家型、第三者型とも)は、その届出と登録の他に、上記1)、2)の条件を満たす場合、発行する前払式支払手段の未使用残高の2分の1の金額を発行保証金として供託しなければならない、という規定も存在しています。

余談ですが、なぜこの未使用残高の2分の1を供託しなければならないのかというと、この前払式支払手段発行者の届出や登録の制度ができた背景に関係しています。もともとは、スーパーやデパートなどの商品券やギフト券を想定してできた制度で、そのスーパーやデパートが何らかの理由で閉店したことにより、商品券やギフト券が紙切れになっ

てしまったというケースが多く発生したため、発行者が倒産などをした場合でも、その発行保証金で前払式支払手段の購入者を救済するという目的で作られた制度だそうです。

この発行済みポイントの未使用残高が1,000万円を超えたときに、その2分の1を供託するというルールのおかげで、特に電子マネーを発行する事業者が商品購入などによる金額の何%かをプレゼント型ポイントとして付与する場合、その方法やシステムに苦慮することになっているようです。

というのは、事前購入型ポイント(ここでは電子マネー)をプレゼントとしてそのまま付与すると、そのプレゼントで付与した分も未使用残高に組み込まれてしまい、実際に自分が受け取った金額分以上の金額を供託しなければならない事態になってしまうためです。

WAONやnanacoなど一部の電子マネーで、電子マネー本体とWAONポイント、nanacoポイントなどのプレゼント型ポイント部分の両方が存在し、プレゼント型ポイントから電子マネーに都度チャージする仕組みになっている理由はこちらにあるのではないかと考えられます。

ポイント制度と行政書士業務

このポイント制度と行政書士業務と結びつくのか?という話になりますが、前払式支払手段発行者の届出、登録については当然に行政書士業務ということになるかと思えます。

その他にも、ポイントの利用条件などを約款や規約などに規定していくことになるので、それらの作成やチェック業務を請けた場合には、ポイントの発生事由や消滅事由、ポイントの合算や換金、第三者譲渡の可否、及びその他の細かな利用条件などについてアドバイスした上でクライアントの意向も加味しつつ、しっかりした約款、規約に仕上げることも行政書士の業務としてできるのではないかと思います。

キャッシュレスポイント還元事業について

最初にも書きましたが、現在令和2年6月30日まで「キャッシュレスポイント還元事業」として加盟店として登

録した中小企業や個人事業主の商品の購入やサービスの利用をキャッシュレスで決済した場合、その決済事業者から購入者に5%のポイント還元をしています。

ポイント還元自体は、決済事業者から消費者へのポイントやクーポンでの還元という形でなされますが、加盟店として登録すると、キャッシュレス決済のための機器、設備の導入に係る費用の無料化や決済手数料の軽減などのメリットがあります。

行政書士事務所もこの対象となる場合が多いかと思えますので、今後キャッシュレス決済を導入してもいいかも、などとお考えの場合にはよい機会ではないかと思えます。加盟店登録の申請自体は令和2年4月30日までですが、申請から登録まで多少時間がかかるようなので、申請をお考えの場合には早めに申請したほうがいいようです。詳しくは以下のURLをご参照ください。

<https://cashless.go.jp/>